

2021年8月19日

## 吸収分割に係る事後開示事項

大阪府大阪市中心区南船場二丁目12番8号  
エア・ウォーター株式会社  
代表取締役社長 白井 清司

北海道札幌市中心区北三条西一丁目2番地  
北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社  
代表取締役 林 山都

エア・ウォーター株式会社（以下、分割会社）及び同社の完全子会社である北海道エア・ウォーター・アグリ株式会社（以下、承継会社）は、両者の間で締結した2021年6月3日付吸収分割契約書及び2021年7月8日付吸収分割契約書に係る覚書に基づき、2021年8月18日を効力発生日として、分割会社の保有する分割会社の完全子会社である株式会社トミイチの全株式（A種類株式5,000株）を承継会社が承継する吸収分割（以下、本吸収分割）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年8月18日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）

分割会社においては、本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過（会社法第785条）

分割会社においては、本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、分割会社の株主による株式の買取請求はありません。

(3) 新株予約権買取請求の手続の経過（会社法第 787 条）

分割会社においては、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存しないため、会社法第 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過（会社法第 789 条）

本吸収分割においては、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に該当する債権者は存在しないため、同条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続の経過（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定により本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過（会社法第 797 条）

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、2021 年 7 月 19 日付で、承継会社の株主（特別支配株主を除く。）に対し通知を行いました。なお、同条第 1 項の規定による株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議の手続の経過（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 7 月 14 日付の官報において公告を行いました。債権者からの異議の申出はありませんでした。なお、承継会社には、異議を述べる事ができる知っている債権者が存在しなかったことから、各別の催告は実施しておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、分割会社との間で締結した 2021 年 6 月 3 日付吸収分割契約書及び 2021 年 7 月 8 日付吸収分割契約書に係る覚書に基づき、効力発生日である 2021 年 8 月 18 日をもって、分割会社の保有する分割会社の完全子会社である株式会社トミイチの全株式（A 種類株式 5,000 株）を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

変更登記申請は、2021 年 8 月 19 日に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当する事項はありません。

以 上